

# 育児・介護休業法、男女雇用機会均等法が変わります！

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、法律が改正され、**平成29年1月1日**から、以下の点が変わります。

## <育児・介護休業法の改正ポイント>

### ① 介護休業の分割取得

現行 対象家族1人につき、原則1回

改正後 対象家族1人につき、3回

### ② 子の看護休暇・介護休暇の取得単位の柔軟化

現行 1日単位

改正後 半日単位

### ③ 介護のための所定労働時間の短縮措置等

現行 介護休業と通算して93日

改正後

介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能

### ④ 介護のための所定外労働の免除の新設

現行 なし

改正後

対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限（残業の免除）を新設

### ⑤ 有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和

現行 (育児休業の場合)  
以下の3要件とも満たす場合

- ① 1年以上勤続
- ② 子が1歳になった後も雇用継続の見込みがある
- ③ 子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかでない

改正後 以下の2要件に緩和

- ① 1年以上勤続
- ② 子が1歳6か月になるまで  
(※)の間に雇用契約が更新されないことが明らかでない

(※) 介護休業の場合は、介護休業を取得する日から9か月経過する日まで

### ⑥ 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大

現行 法律上の親子関係のある  
実子・養子

改正後

特別養子縁組の監護期間中の  
子、養子縁組里親に委託されてい  
る子等も新たに対象

## <育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正ポイント>

### いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設

現行 事業主による妊娠・出産・育  
児休業・介護休業等を理由とす  
る不利益取扱いは禁止

改正後

左記に加え、上司・同僚等から  
の嫌がらせ等を防止する措置を講じ  
ることを事業主へ新たに義務付け

(お問い合わせ先) 兵庫労働局雇用環境・均等部指導課(電話078-367-0820)

※改正法説明会のお問い合わせは、企画課(電話078-367-0700)までお願いします。